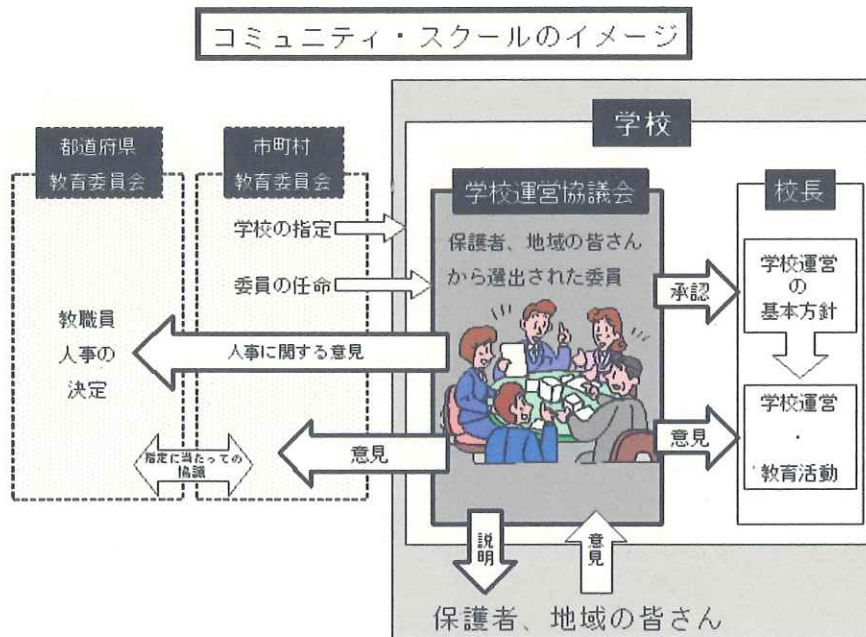


地域協議会資料

公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さんのニーズが学校運営により一層的に反映されることが重要です。

このため、平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となりました。この制度は地域住民、保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指すものです。

各教育委員会においては、地域や学校の実態や要望も十分に踏まえ、学校運営協議会の積極的導入を検討するとともに、学校運営協議会制度の趣旨、内容等について、保護者や地域の皆さんに対して、十分に広報、周知くださるようお願いいたします。



学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入の目的は何ですか。

- 近年、公立学校には、保護者や地域の皆さんの様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。このため、学校評議員制度の導入や、自己点検・自己評価の取組が図られてきました。
- 学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたものです。
- 学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。
- なお、学校運営協議会を設置する学校については、法律上の名称は定められていませんが、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能です。

教育特区が目指す姿

地域の活性化
魅力的な街づくり

農業就業希望者



兼業業者の
企業誘致

農業指導者

教育委員会

学校運営協議会

体験学習

読み聞かせ



協働

ライフサポート



体験学習

体験学習

やまどりの会



協働

資料館



えい・あい館